

【国保事業費納付金等の算定に必要なデータの提供等について】

(1) 提供いただくデータについて、どのような対応をしていますか。

①ベンダーと協議中。	40
②これから協議予定。	22
③システム改修を進めている。	1

(2) データ提供の方法は。

①自庁システムの改修	63
②その他	0

(3) (2)で「①自庁システムの改修」を選択した場合、予算措置の状況(予定)、システム改修契約予定及び契約期間

・予算措置の状況(予定)

①平成28年度当初予算	12
②平成28年6月補正	19
③平成28年9月補正	30
・(未定、調整中)	2

・システム改修契約予定

①平成28年6月以前	6
②平成28年7月	19
③平成28年8月	3
④平成28年9月以降	31
・(未定、調整中)	4

・システム改修契約期間

①1ヶ月	4
②2ヶ月	7
③3ヶ月以上	50
・(未定、調整中)	2

(4) 県へのデータの提供可能時期

①平成28年7月以前	0
②平成28年8月	0
③平成28年9月	16
④平成28年10月以降	45
(10月)	(30)
(11月以降)	(10)
(未定)	(5)
・(未定、調整中)	2